



島根県報

令和元年7月9日(火)

号外第26号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例	(総 務 課)	6
島根県手数料条例及び警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	(〃)	7
特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	9
知事等の給与の特例に関する条例	(〃)	10
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	12
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	13

公布された条例等のあらまし

◇行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

工業標準化法の改正に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 行政不服審査法施行条例
- (2) 島根県手数料条例
- (3) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県手数料条例及び警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

(1) 島根県手数料条例の一部改正

ア 消防法関係手数料（別表6の項関係）

危険物取扱者試験に係る手数料の額の改定

(7) 甲種危険物取扱者試験

改正前	改正後
6,500円	6,600円

(イ) 乙種危険物取扱者試験

改正前	改正後
4,500円	4,600円

(ロ) 丙種危険物取扱者試験

改正前	改正後
3,600円	3,700円

イ 火薬類取締法関係手数料（別表7の項関係）

丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験に関する手数料の額の改定

改正前	改正後
17,000円	18,000円

ウ 高圧ガス保安法関係手数料（別表8の項関係）

(7) 高圧ガス製造保安責任者試験に係る手数料の額の改定

a 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
9,000円（8,500円）	9,300円（8,800円）

（ ）内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

b 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
8,400円（7,900円）	8,700円（8,200円）

（ ）内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

c 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
9,000円（8,500円）	9,300円（8,800円）

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

d 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
9,000円(8,500円)	9,300円(8,800円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

e 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
8,400円(7,900円)	8,700円(8,200円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

(イ) 高圧ガス販売主任者試験に係る手数料の額の改定

a 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験

改正前	改正後
7,600円(7,100円)	7,900円(7,400円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

b 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験

改正前	改正後
6,000円(5,500円)	6,200円(5,700円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料(別表10の項関係)

液化石油ガス設備士試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
20,700円(20,200円)	21,400円(20,900円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

オ 毒物及び劇物取締法関係手数料(別表26の項関係)

毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由に関する手数料の額の改定

改正前	改正後
20,600円	20,700円

カ 採石法関係手数料(別表49の項関係)

採石業務管理者試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
8,000円	8,100円

キ 電気工事士法関係手数料(別表50の項関係)

(7) 電気工事士免状の交付に係る手数料の額の改定

a 第1種電気工事士免状

改正前	改正後
5,900円	6,000円

b 第2種電気工事士免状

改正前	改正後
5,200円	5,300円

(イ) 電気工事士免状の再交付に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
2,600円	2,700円

(7) 電気工事士免状の書換えに係る手数料の額の改定

改正前	改正後
2,000円	2,100円

ク 職業能力開発促進法関係手数料（別表第54の項関係）

技能検定試験の実技試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
17,900円以内において知事が別に定める額	18,200円以内において知事が別に定める額

ケ 建築士法関係手数料（別表60の項関係）

(7) 二級建築士又は木造建築士の免許に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
19,200円	19,300円

(4) 二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
17,700円	17,900円

(2) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料

(7) 特定遊興飲食店営業の相続に係る承認に関する手数料の額の改定（別表第1の13の7の項関係）

改正前	改正後
1件につき 8,600円	1件につき 8,700円

(4) 特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認に関する手数料の額の改定（別表第1の13の8の項関係）

改正前	改正後
1件につき 11,000円	1件につき 12,000円

(7) 特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認に関する手数料の額の改定（別表第1の13の9の項関係）

改正前	改正後
1件につき 11,000円	1件につき 12,000円

イ 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料

(7) 許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び災害により許可済猟銃を亡失等した者で当該許可済猟銃の所持の許可が効力を失った日から起算して1月を経過しないもの以外の者に対する講習に係る手数料の額の改定（別表第1の28の項関係）

改正前	改正後
1講習につき 6,800円	1講習につき 6,900円

(4) 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額の改定（別表第1の29の2の項関係）

改正前	改正後
1講習につき 12,300円	1講習につき 12,700円

(7) 年少射撃資格の認定のための講習に係る手数料の額の改定（別表第1の34の4の項関係）

改正前	改正後
1講習につき 9,700円	1講習につき 9,800円

ウ 警備業法関係手数料

機械警備業務管理者講習に係る手数料の額の改定（別表第1の63の項関係）

改正前	改正後
1講習につき 38,000円	1講習につき 39,000円

2 施行期日

令和元年10月1日から施行することとした。

◇特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 条例の概要

知事及び副知事の退職手当を令和5年4月29日までの間、次の減額率により減額することとした。（附則第3項関係）

区 分	減 額 率
知事	100分の10
副知事	100分の5

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例（条例第4号）

1 条例の概要

(1) 減額率（第1条—第3条関係）

区 分	減 額 率
知事	100分の10
副知事	100分の8
教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者	100分の6

(2) 減額期間（第1条—第3条関係）

この条例の施行の日から令和5年4月29日までとすることとした。

(3) 令和元年12月に支給する期末手当について、所要の調整を行うこととした。（第4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県特別会計条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

島根県証紙特別会計の対象事業の改正（本則第1号関係）

改 正 前	改 正 後
証紙発行事業（証紙代金収納計器による収納事業を含む。）	証紙発行事業（証紙代金収納計器による収納事業（自動車税の環境性能割及び種別割に係るものに限る。）を含む。）

2 施行期日

令和元年10月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えることとした。（別表関係）

団地の名称	所 在 地
大輪団地	松江市

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 1 号

行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 1 条 行政不服審査法施行条例（平成28年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「日本工業規格 A 列 3 番」を「日本産業規格 A 列 3 番」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表67の項第 1 号ア中「日本工業規格 A 列 4 番」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改め、同号イ中「日本工業規格 X6223」を「日本産業規格 X6223」に改め、同号ウ中「日本工業規格 X0606」を「日本産業規格 X0606」に改め、同項第 2 号ア中「日本工業規格 A 列 4 番」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第 3 条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成 5 年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「日本工業規格 C 1509－ 1 」を「日本産業規格 C 1509－ 1 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例及び警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 2 号

島根県手数料条例及び警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表 6 の項第 7 号ア中「6,500円」を「6,600円」に改め、同号イ中「4,500円」を「4,600円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「3,700円」に改める。

別表 7 の項第 7 号中「17,000円」を「18,000円」に改める。

別表 8 の項第 5 号ア中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同号ウ及びエ中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同号オ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項第 6 号ア中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改める。

別表10の項第15号中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改める。

別表26の項第 2 号中「20,600円」を「20,700円」に改める。

別表49の項第 3 号中「8,000円」を「8,100円」に改める。

別表50の項第 1 号ア中「5,900円」を「6,000円」に改め、同号イ中「5,200円」を「5,300円」に改め、同項第 2 号中「2,600円」を「2,700円」に改め、同項第 3 号中「2,000円」を「2,100円」に改める。

別表54の項第 4 号イ中「17,900円」を「18,200円」に改める。

別表60の項第 1 号中「19,200円」を「19,300円」に改め、同項第 3 号中「17,700円」を「17,900円」に改める。

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第 2 条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の13の 7 の項中「8,600円」を「8,700円」に改め、同表の13の 8 の項及び13の 9 の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表の28の項の 2 中「6,800円」を「6,900円」に改め、同表の29の 2 の項中「12,300円」を「12,700円」に改め、同表の34の 4 の項中「9,700円」を「9,800円」に改め、同表の63の項中「38,000円」を「39,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 3 号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

（退職手当の額の特例）

- 3 令和 5 年 4 月 29 日までの間、知事及び副知事の退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、当該額に、知事にあつては100分の10を、副知事にあつては100分の 5 を、それぞれ乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 4 号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事の給与の特例)

第 1 条 知事の給料の月額、この条例の施行の日（第 4 条第 1 号において「施行日」という。）から令和 5 年 4 月 29 日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 23 年島根県条例第 88 号。以下「特別職給与条例」という。）第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、特別職給与条例第 1 号表に定める額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例)

第 2 条 副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、特別職給与条例第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、特別職給与条例第 1 号表に定める額から当該額に、副知事にあつては 100 分の 8 を、教育長及び常勤の監査委員にあつては 100 分の 6 を、それぞれ乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(病院事業管理者の給与の特例)

第 3 条 病院事業管理者の給料の月額は、特例期間において、島根県病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 19 年島根県条例第 28 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に 100 分の 6 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(期末手当の特例)

第 4 条 知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者の令和元年 12 月に支給する期末手当の額は、特別職の職員に対する期末手当の支給に関す

る条例（昭和30年島根県条例第23号）第 2 条及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例第 5 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成31年 4 月30日から施行日の前日までの期間（次号において「調整期間」という。）について支給された給与の額
- (2) 調整期間について前 3 条の規定を適用するものとした場合に支給されることとなる給与の額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 5 号

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「収納事業」の次に「（自動車税の環境性能割及び種別割に係るものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の収納事業については、なお従前の例による。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 6 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「古 江 団 地」を 「古 江 団 地
大 輪 団 地」 に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。